

田原市総合観光パンフレット及びデジタルマップ作成業務公募型プロポーザル 評価基準

1 審査について

(1) 審査の考え方

審査にあたっては、「田原市総合観光パンフレット及びデジタルマップ作成業務仕様書」「田原市総合観光パンフレット及びデジタルマップ作成業務公募型プロポーザル実施要領」等の関係書類を基に、本業務に対する企画提案等について、企画提案書及びプレゼンテーション等における聴き取りにより実施する。

(2) 評価項目・配点

企画提案の評価項目及び配点は以下のとおりとし、評価点数は100点満点とする。

評価項目	評価事項	評価配点
1 企画・構成 (15点)	業務を正しく理解した提案であり、明確で実現できる効果的なスケジュール構成となっているか。	5
	提案から想定される成果は十分なもので達成が期待できるものか。	10 (倍率2)
2 業務運営手法、効果 (55点)	総合観光パンフレットの作成 ・デザインやレイアウト、掲載情報は、観光資源の魅力を十分に伝えることができるか。 ・観光ニーズの変化に対応するとともに、周遊を促し、滞在時間の延伸につながる工夫がなされているか。	20 (倍率4)
	観光デジタルマップの作成 ・魅力的なデザインかつ快適に利用できる機能を備え、観光客及び市民の利用が期待されるものか。 ・提案された活用手法は、先進性や実効性を有するか。	15 (倍率3)
	特設ページの作成 観光総合パンフレットと観光デジタルマップをつなぐ役割として、効果的かつ機能的なものとなっているか。	10 (倍率2)
	提案全体として、先駆的かつ独創的で、ほかにない魅力を要しているか。	10 (倍率2)
3 業務遂行能力 (10点)	業務管理者・主任担当者の実績は、本業務において適切か。	5
	同種・類似業務実績と業務の体制は、本業務において充分か。	5
4 見積金額 (10点)	見積額は安価であるか。	10
5 ヒアリング (10点)	本業務に対する積極性はあるか。	5
	業務管理者・主任担当者の本業務に関する理解度は充分か。	5
合 計		100

2 評価基準

(1) 評価点

「1 (2) 表の評価項目1、2、3、5」については、次の表のとおり6段階で評価を行う。「十分である」を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。

評価	評価点
極めて優れている	5
優れている	4
十分である	3
劣る	2
大変劣る	1
評価できない又は記載していない	0

(2) 倍率による配点

「1 (2) 表の評価事項」で倍率の定めがある事項については、評価点に倍率を乗じて配点する。

(3) 見積金額の評価

「1 (2) 表の評価項目4」の最低見積金額については、次の方法で算出する。

$$10 \times \left[\frac{\text{最低見積金額}}{\text{当該見積金額}} \right] \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}$$

3 優先交渉権者の選定について

田原市総合観光パンフレット及びデジタルマップ作成業務公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）委員の採点により、以下の条件に従い順次選定する。

ただし、選定委員会委員の評価点数の平均が60点に満たない者は、要求水準を満たしていないものと判断して、優先交渉権者として選定しない。

なお、企画提案者数が6者以上の場合は、書類審査による事前審査（「1 (2) 表」の評価項目1、2、3、4のみ審査）を行い、得点の高い5者を選考してプレゼンテーション審査を実施する。

【選定順位】

- ① 選定委員会全委員の評価点数の合計が最高点数の者。
- ② ①が複数いる場合は、選定委員会委員の協議により同点者の順位を決定する。

4 注意事項

- ・企画提案者から選定委員会委員への接触は、直接、間接を問わず禁じているので、万が一、接触があった場合には事務局へ連絡する。
- ・評価については、審査の当日に行う。